

資 料

（「将来推計人口（平成18年12月推計）の概要」）

将来推計人口(平成18年推計)の概要

国立社会保障・人口問題研究所
平成18年12月(20日)公表

○ 将来推計人口は、社会保障・人口問題研究所が、国勢調査等の客観的データに基づき、概ね5年ごとに将来の人口を推計。

○ 今回の推計は平成17年国勢調査結果に基づき、2055年までの日本の人口を推計。
(参考推計として、2105年まで推計)

合計特殊出生率の仮定

(2005)		(2055)
1.26	→	高位 1.55 <1.63> 中位 1.26 <1.39> 低位 1.06 <1.10>

※ <>内は前回推計(H14)の2050年の仮定値

非婚化、晩婚化の進行により、合計特殊出生率は、前回推計の仮定より低下。

平均寿命の仮定

(2005)		(2055)
男 78.53歳 女 85.49歳	→	中位 男 83.67 <80.95> 女 90.34 <89.22>

※ <>内は前回推計(H14)の2050年の仮定値

将来推計人口(平成18年中位推計)の結果

日本の総人口

2005年	→	2055年
1億2,777万人		8,993万人

老年人口(65歳以上)

2,576万人	→	3,646万人
[20.2%]		[40.5%]

生産年齢人口(15~64歳)

8,442万人	→	4,595万人
[66.1%]		[51.1%]

年少人口(0~14歳)

1,759万人	→	752万人
[13.8%]		[8.4%]

前回推計(H14中位)の結果

日本の総人口

2000年	→	2050年
1億2,693万人		1億 59万人

老年人口(65歳以上)

2,204万人 [17.4%]	→	3,586万人 [35.7%]
-----------------	---	-----------------

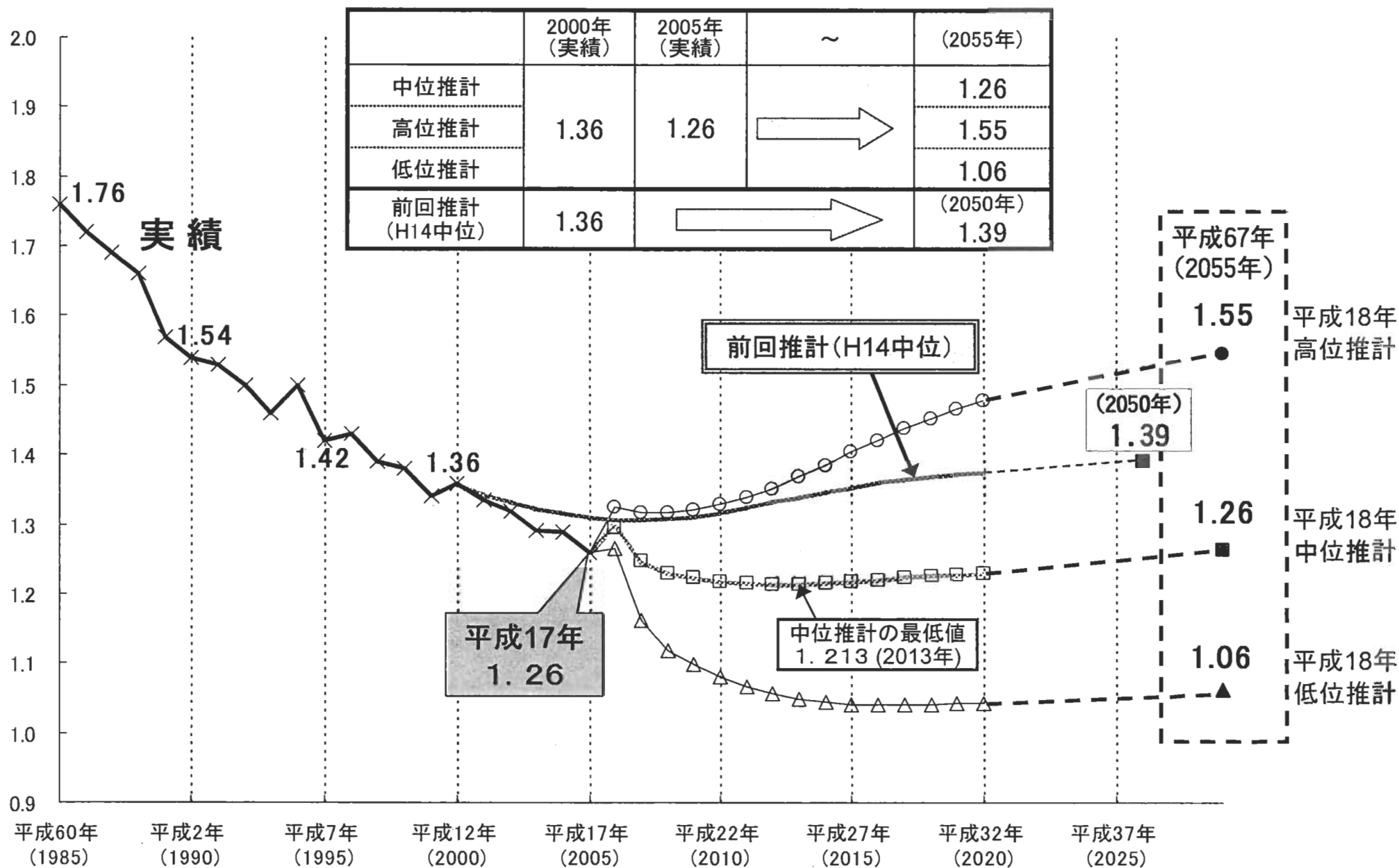
生産年齢人口(15~64歳)

8,638万人 [68.1%]	→	5,389万人 [53.6%]
-----------------	---	-----------------

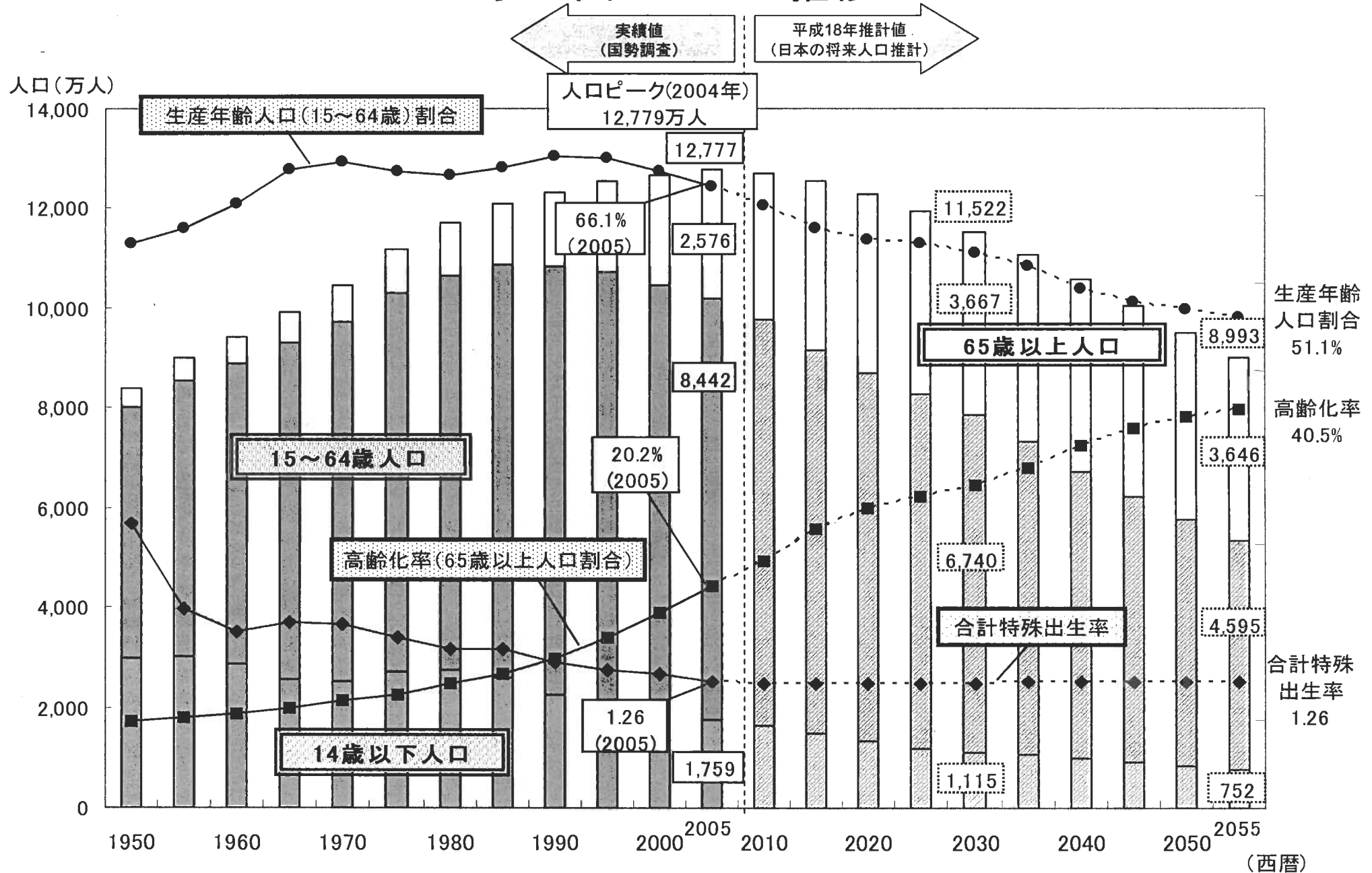
年少人口(0~14歳)

1,851万人 [14.6%]	→	1,084万人 [10.8%]
-----------------	---	-----------------

合計特殊出生率の推移と将来人口推計(平成18年推計)における仮定値

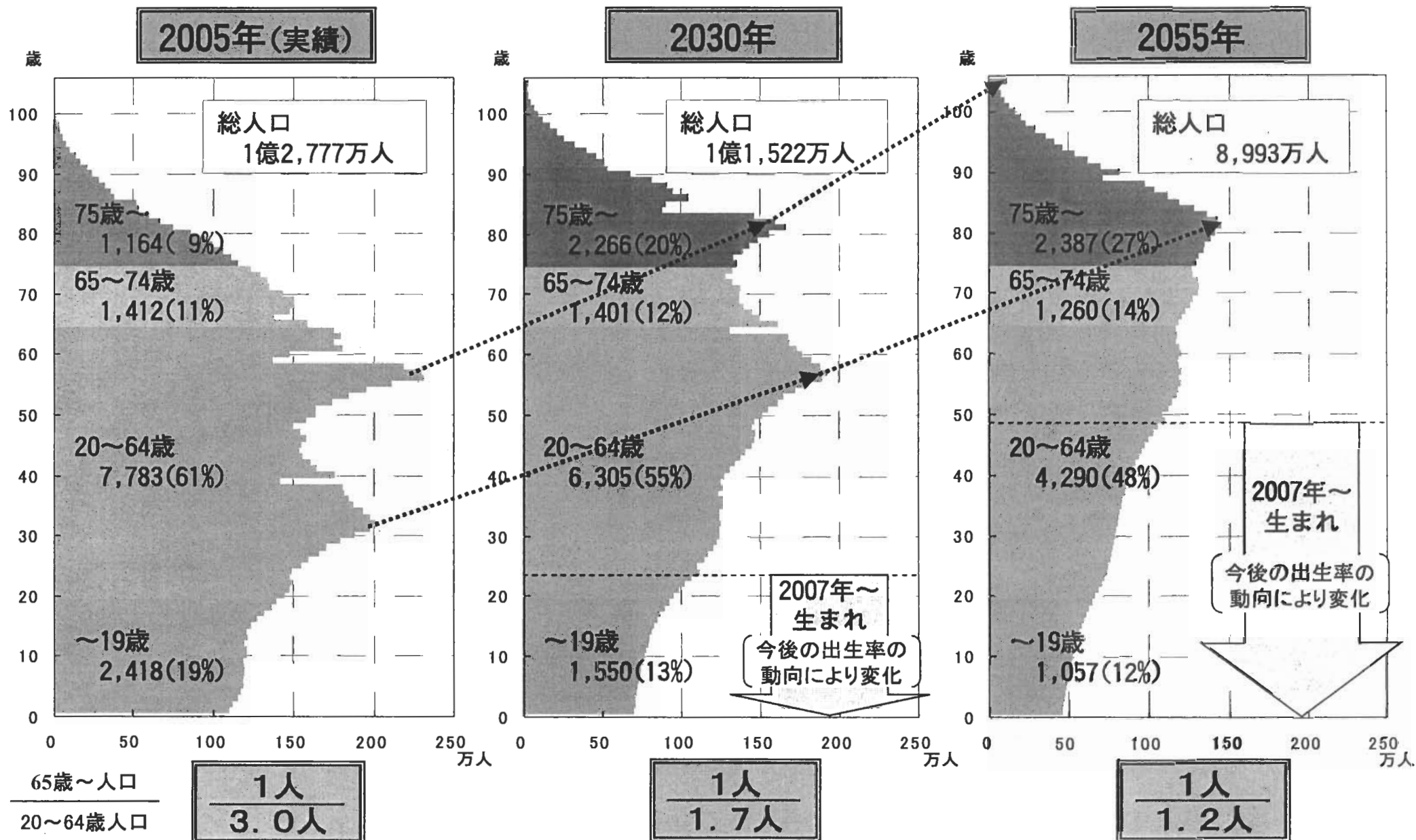


我が国の人口の推移



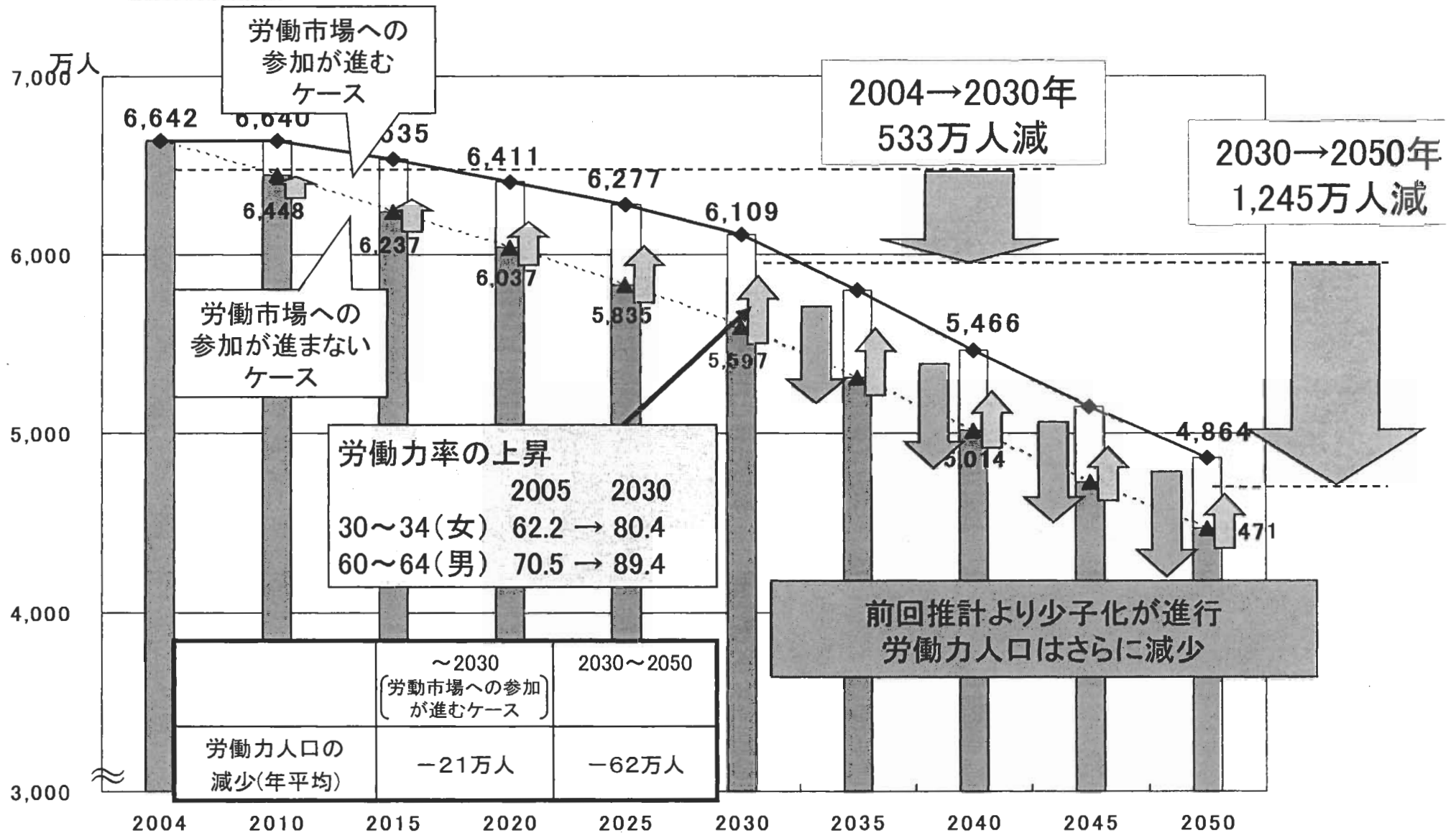
資料: 2005年までは総務省統計局「国勢調査」、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)中位推計」

人口ピラミッドの変化(2005, 2030, 2055) - 平成18年中位推計 -



(参考)労働力人口の将来見通し

(参考)



注：労働力人口は職業安定局推計(2005.7)。ただし、2030年以降の労働力人口は2030年の年齢階級別労働力率が変化しないと仮定し、平成14年将来推計人口(中位推計)に基づき、社会保障参事官室において推計。

資 料

〔人口構造の変化に関する特別部会「議論
の整理」(平成19年1月26日)のポイント〕

人口構造の変化に関する特別部会「議論の整理」(平成19年1月26日)のポイント

人口構造の変化の影響

- 単純な人口規模の縮小ではなく、労働力・世帯・地域等の「姿」が大きく変化することに注目すべき
- 労働力人口：労働力率が現状のまま推移すれば、生産年齢人口減少に伴い減少

2030年まで：生産年齢人口は既にほぼ確定

→ 若者、女性、高齢者の就労促進により、労働力人口減少の緩和を図ることが必要

2030年以降：生産年齢人口はこれから生まれる世代

→ 効果的な少子化対策を強力かつ速やかに講じることが不可欠

- 世帯構成や地域の姿等：「人口構造」の変化により、生活の状況も大きく変化

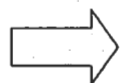
2055年：50歳代は概ね4人に1人が未婚 → 約4割の世帯が「単身かつ無子世帯」

※ 単身世帯は社会的リスクに弱く、可処分所得減少の影響受けやすい

→ 要支援世帯増大や負担能力減少など、社会全体に大きな影響を及ぼす懸念

2055年：出生数は50万人弱 → 地域社会で目にする子ども数は大幅に減少

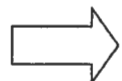
地域社会の支え手も相当部分が高齢者に



国・地方、経済界や労働界、地域社会において、将来の暮らしを守る観点からの少子化対策の必要性の認識について、機運の醸成も喫緊の課題

出生等に対する希望と実態との乖離の拡大

- 結婚や子ども数に対する国民の希望と、現実の少子化の進行状況とは大きく乖離
この30年間、希望には大きな変化はないが、出生率は低下し、乖離が拡大し続けている
- 社会経済の発展に伴い、就労や社会参加等の個人の希望が拡大する中、結婚や出産・子育てと就労の両立に係る社会的選択肢が拡大しないため、二者択一を迫られ希望の実現を犠牲に



こうした希望が実現できるよう社会的選択肢を拡大する視点が重要

出生等に対する希望を反映した人口試算

- 結婚や子ども数についての国民の希望が一定程度実現したと仮定して将来の人口の姿を試算
→ 新人口推計の結果等と比較検討、施策の立案等の議論の素材
- 結婚や出生行動は国民一人一人の選択に委ねられるべき性格のもの
試算は、「子供を産み育てやすい社会」の「可視化」を試みたもの → 「出生率目標」の類ではない

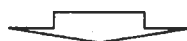
- ・ 前提(国民の希望値):生涯未婚率10%未満、夫婦完結出生児数2.0人以上が実現
= 合計特殊出生率1.75程度(ケースⅠ)
- ・ 試算結果:

	2055年の姿	〔新人口推計〕	〔希望を反映した人口試算(ケースⅠ)〕
希望実現の程度により、 ケースⅡ～Ⅳも試算	総人口	9千万人弱	概ね1億人
	高齢化率	4割以上	35%程度
	出生数	約45万人	90万人弱
	生産年齢人口	比率は同程度だが人数は試算が約800万人の増	

結婚・育児と仕事との両立の必要性

- これまでの女性の労働力率の上昇は、主に未婚率の上昇の影響
← 仕事と子育ての両立が困難で、就労継続と結婚・子育てが、いわば二者択一
- この構造を残したままでは、結婚や出生に対する国民の希望の実現と、今後の安定的な社会経済の発展の基盤となる労働力の確保とを同時に図ることはできない
- 有配偶の女性が希望するように就労を継続できる環境の整備が必要
→ 結婚や出生に対する国民の希望を実現しつつ、2030年の前後を通じて持続的な経済発展に必要な労働力も確保される

- 女性の未婚者と有配偶者の労働力率の大きな差をもたらしている仕事と子育ての両立が困難な現在の構造 = 「就業したいという希望」と「子供を産み育てたいという希望」の二者択一を迫られる構造



- 女性が安心して結婚出産し、男女ともに仕事も家庭も大事にしながら働き続ける選択ができるシステム

結婚や出生行動に影響を及ぼしていると示唆される要素の整理

(各種調査・研究結果から示唆される要素を可能な限り整理したもの)

《結婚》 ← 経済的基盤、雇用・キャリアの将来の見通し・安定性

- 経済的基盤: 収入が低く雇用が不安定な男性 → 未婚率 高
- 出産後の継続就業の見通し: 非正規雇用の女性 } → 未婚率 高
- 育休が利用できない職場の女性
- 保育所待機児童が多い地域の女性

《出産(第1子～)》 ← 子育てしながら就業継続できる見通し、仕事と家庭の調和

- 出産後の継続就業の見通し: 育休利用可能 → 出産確率 高
- 仕事と家庭生活との調和: 長時間労働 → 出産確率 低
- ※ 働き方+家事・育児の分担+保育所利用 → 相互に組み合わせられることで
継続就業効果 高

《出産(特に第2子～)》 ← 夫婦間の家事・育児の分担

- 男性の家事・育児分担: 男性の分担度が高い → 女性の出産意欲 高
- 女性継続就業割合 高
- ※ 夫の労働時間が長い → 家事・育児分担 少

《出産(特に第2子～)》 ← 育児不安

- 育児不安: 育児不安の程度が高い → 出産意欲 減
- ※ 家庭内・地域からのサポート: } → 育児不安 低
- 配偶者の育児分担への満足度が高い
- 保育所・幼稚園からのサポートが高い

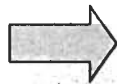
《出産(特に第3子～)》 ← 教育費の負担感

- 教育費の負担感: → 3人目以降から割合が高い
- ※ 1970年代生まれ以降 → 1人目・2人目でも負担感が高い

当面焦点を当てて取り組むべき施策分野

出生率の要素別の乖離の状況

- 結婚の状況 = 上昇の余地あり
〔新人口推計〕生涯未婚は23.5% ←→ 〔調査結果〕未婚者の9割以上が結婚を希望
- 子ども数 = 増加の余地あり
〔新人口推計〕2子以上を持つ者は6割弱 ←→ 〔調査結果〕未婚者の8割以上が2子以上を希望
※ 〔調査結果〕 現在0子・1子を持つ既婚者: 追加予定子ども数は1.32人・0.64人
 現在2子・3子を持つ既婚者: 追加予定子ども数は0.08人・0.02人



国民の希望を実現するためには、当面は「結婚したい」、「子どもを持ちたい」、「2子目がほしい」との希望に焦点を当てることが効果的

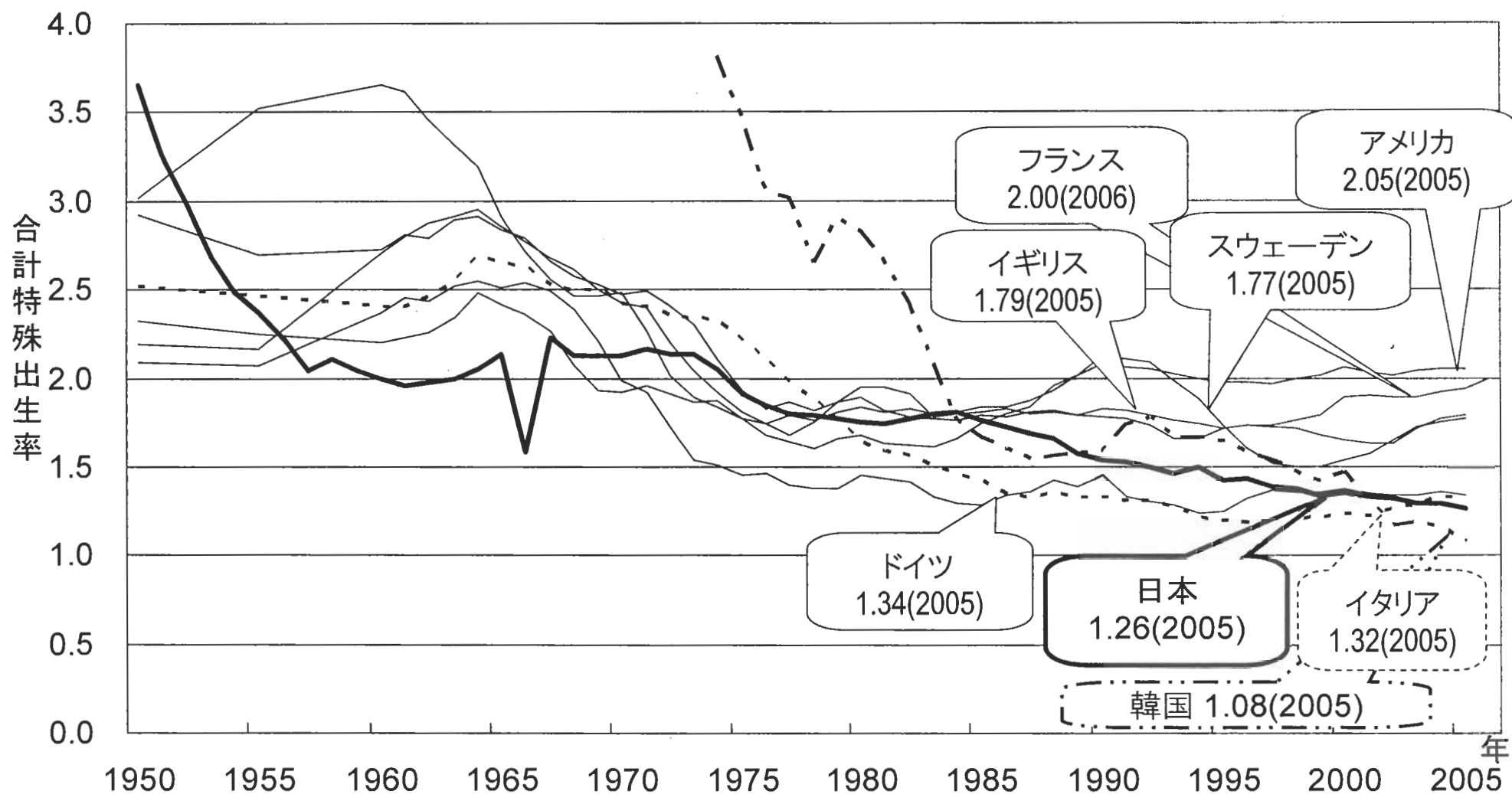
速やかに取り組むべき施策分野

- 若者の経済的基盤の確立、継続就業環境整備、家事・育児の分担、保育環境の整備等、「働き方」、「家族・地域」の分野における効果的な施策の具体的な整理・検討が、特に重要
- 今後の施策や子育て環境の変化等により、国民の希望水準自体も上下
→ 希望水準が低下して一層の少子化を招くという悪循環に陥らないため、希望ができるだけ実現するよう、早急かつ抜本的な対応が必要

資 料

(家族政策の国際比較)

諸外国の合計特殊出生率の推移



資料：Council of Europe : Recent demographic developments in Europe 2004 及び各国統計から作成。(なお、1960年前は UN : Demographic yearbookによる。1991年前のドイツのデータは西ドイツのもの。)

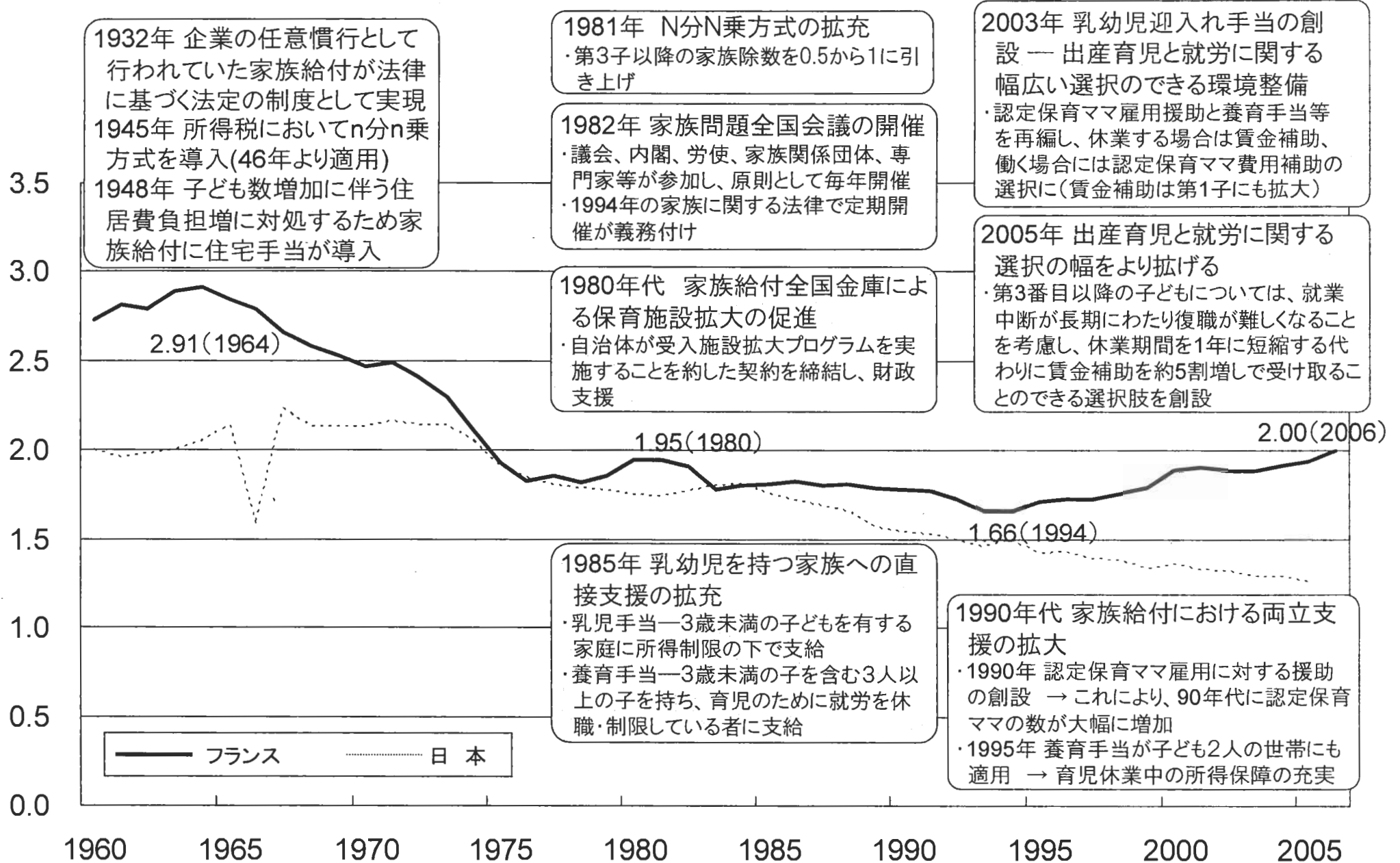
主要国の家族政策の概況(未定稿)

2007.2

	出生率の動向	育 児 休 業	保育サービス	児童手当・税制	そ の 他(特徴)
フランス	・1980年代は1.8程度で比較的安定的に推移 ・90年代に入り、一旦1.7を下回った(1995年1.66)が、その後急速に回復し、2006年には2を上回る(2006年暫定値2.00)	・子が3歳になるまで ・「乳幼児迎入れ手当」から第1子6か月、第2子以降は3歳まで賃金補助(3歳までの間支給される基礎手当込みで、月額約7.4万円、第3子以降で休業期間を1年間に短縮する場合は給付額が10.6万円に割増)、財源は児童手当と同じ	・集団託児所、ファミリー保育所、認定保育ママなどにより提供 ・3歳未満児の半数近くが保育サービスを利用 ・託児所は財政難で不足気味で、認定保育ママが急増(認定保育ママ利用に関しては、「乳幼児迎入れ手当」から保育費用補助が受けられる)	・第2子以降、20歳未満 ・第2子月額約1.7万円、第3子以降月額約2.1万円 ・所得制限なし、拠出金(賃金の5.4%の事業主拠出金)、国庫(一般福祉税) ・税制では、N分N乗方式により、子どもの多い世帯ほど税負担が軽減	・事業主拠出金(賃金の5.4%)を主な財源とする家族給付制度が、家族手当だけでなく、育児休業中の手当や保育費用の補助(=「乳幼児迎入れ手当」)など家族政策を幅広くカバー ・親が出産育児について幅広い選択ができるよう配慮
スウェーデン	・1980年代前半に1.6程度まで低下した後、80年代後半に反転し、90年代初めには2を上回る水準まで回復 ・その後1.5近くまで低下したが、最近再び回復傾向(2005年1.77)	・子が1歳6か月まで全日休暇、8歳までの部分休暇 ・子が8歳までの間、両親合わせて最高480日の休業給付を受給可(親保険制度、最初の390日は従前賃金の80%、その後90日は最低保障額(月額約8.1万円)を給付、保険料率(事業主負担)は賃金の2.2%)	・集団で施設保育の保育所、家庭的なファミリー保育によって提供 ・基礎的自治体(コミュン)に保育の実施責任 ・2歳以上の約8割の児童をカバーするなどサービス整備水準は高い(逆に、両親休暇制度により、0歳児の保育所利用は極めて稀)	・第1子から、16歳未満 ・子1人当たり月額約1.6万円 ・子2人以上の場合多子割増手当(16～19歳の学生も対象) 2人 約0.2万円 3人 約0.7万円 4人 約2.0万円 5人 約3.5万円 ・所得制限なし、国庫 ・税制における対応はなし	・育児休業給付水準と保育整備水準の高さで、児童の健全育成と男女機会均等の双方の達成を目指す ・女性の就業率が高く、給与水準が育児休業給付にも反映する制度となっているため、経済状況、雇用情勢と出生動向が連動する傾向
ドイツ	・1960年代以降急速に低下し、90年代半ばには1.24まで低下(特に旧東独地域では統合後の社会的混乱と失業の増大で出生率は一時期1を割り込む) ・その後はやや回復するものの、1.3程度で推移(2005年1.34)	・子が3歳になるまで両親合わせて最長3年取得可 ・生後24か月まで月額約4.3万円支給(受給期間を12か月に短縮した場合には月額約6.4万円支給)、財源は連邦政府が負担(税財源) ・2007年以降生まれの児童については、12か月間、従前手取り収入の67%を保障する両親手当が導入予定	・旧西ドイツでは3歳未満の育児は家族の役割との意識が強く保育の整備水準が低い(3歳未満児に対する保育の整備水準は9%(旧西独3%、旧東独37%)) ・2005年から保育整備法が施行、家庭的保育を含めて、2010年までに、3歳未満児の20%をカバーできるよう、23万人分の定員増に取り組む ・保育費用の3分の2(年額56.8万円が限度)は必要経費として税控除の対象となる(2006年より)	・第1子から、18歳未満(失業者は21歳未満、学生は27歳未満) ・第1～3子月額約2.2万円、第4子以降月額約2.5万円 ・所得制限なし、連邦及び地方の負担(税財源) ・児童控除(扶養児童1人あたり約82.5万円の所得控除)との選択制(一旦児童手当が支給され、税控除が有利な場合には申告時に精算)	・児童手当の水準は高く、3年間の育児休業も保障されているが、保育サービスの整備水準が低く、出生率も低位にとどまってきた ・これまでの対策が経済給付に偏り十分に効果を上げていない反省にたち、近年、保育施設の増設と育児休業給付の充実により、若い夫婦が子どもを持てるよう支援

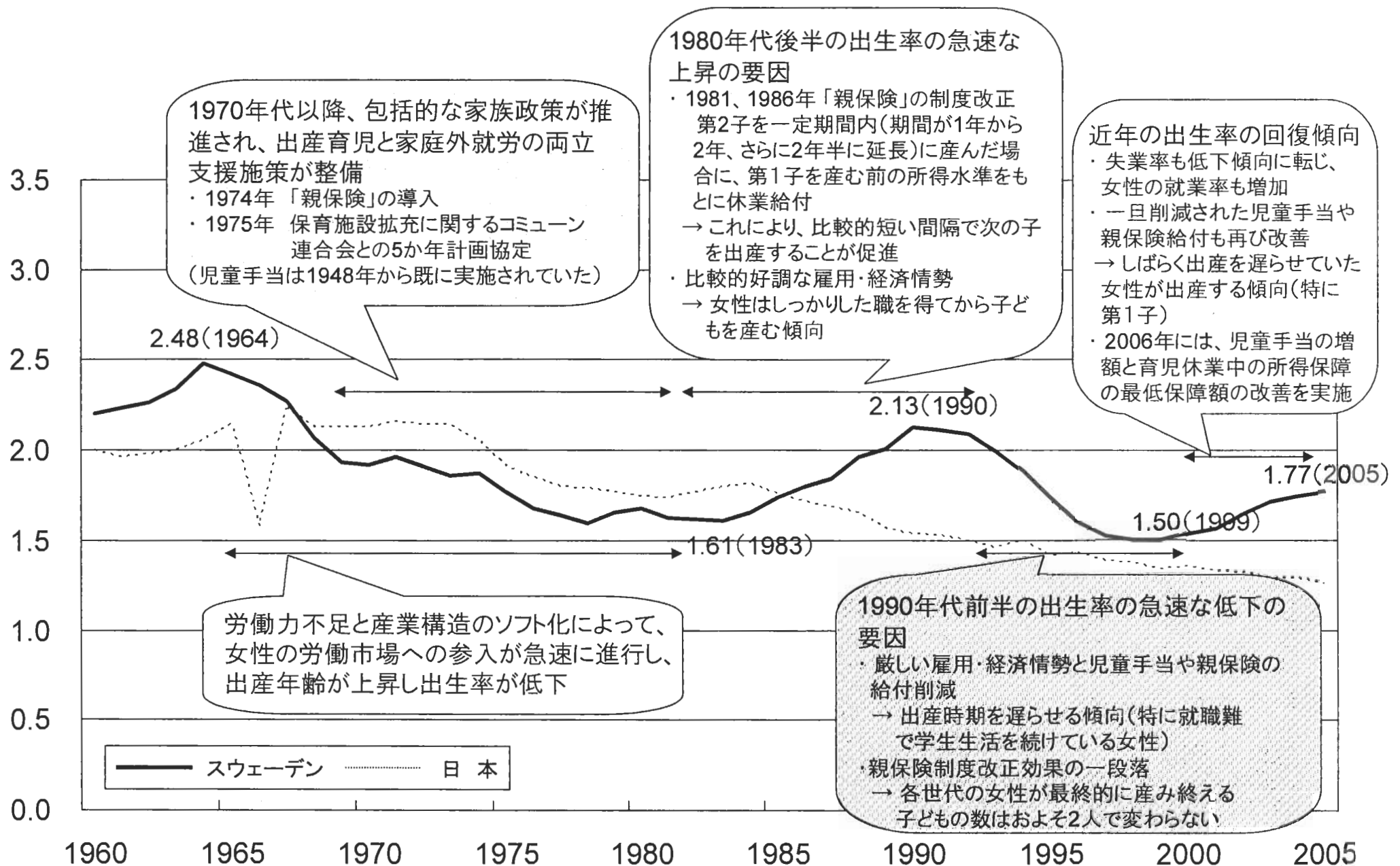
(注)換算レートは、1ユーロ(€)=142円、1スウェーデンクローネ(SEK)=15円(平成18年7～12月の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場)

フランスの出生率の推移と家族政策



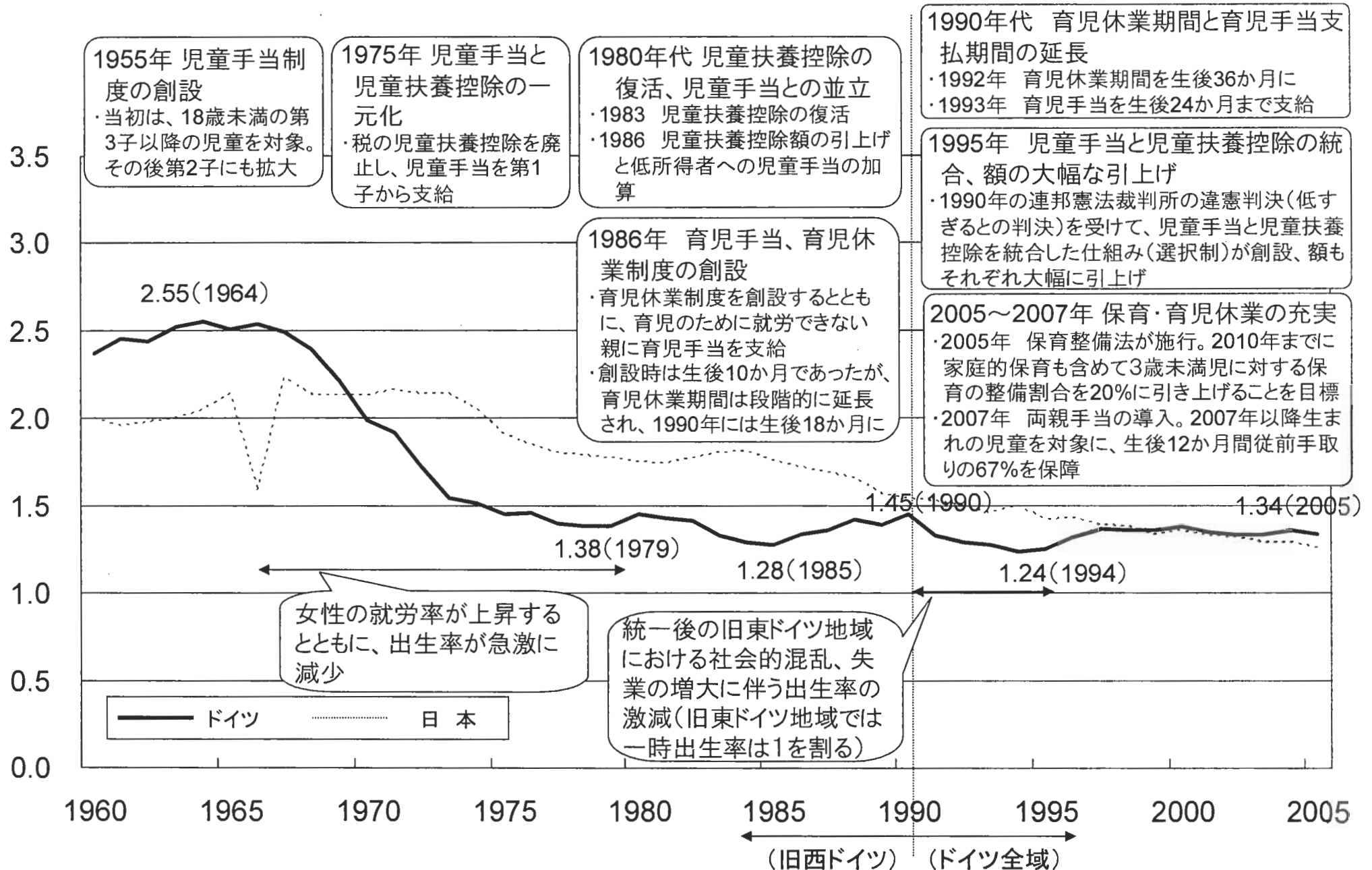
資料: Council of Europe: Recent demographic developments in Europe 2003, INSEE: Demographic balance sheet 2006, 厚生労働省:人口動態統計

スウェーデンの出生率の推移と家族政策



資料: Council of Europe : Recent demographic developments in Europe 2003, Sweden Statistics : Statistical Yearbook , 厚生労働省 : 人口動態統計

ドイツの出生率の推移と家族政策



資料：Council of Europe : Recent demographic developments in Europe 2003, Statistisches Bundesamt : Geburtenentwicklung in Deutschland, 厚生労働省：人口動態統計

フランスおよびドイツの家族政策等の比較(未定稿)

2007.2

	フランス(2.00(2006年))	ドイツ(1.34(2005年))
社会的背景	○家族支援を是とする国民的な支持	○子育ては家族でという根強い社会規範
家族政策の特徴	○出産・子育てと就労に関して幅広い選択ができるような環境整備	○家族負担の調整と出産・育児休業を軸にした家族政策の展開 ※ 近年、子育てと就業の両立に向けて急速な施策展開
家族給付制度	○手厚くきめ細かい家族給付制度 [家族手当] ・第2子以降、20歳未満を対象 ・第2子月約1.7万円、第3子以降月約2.1万円 ・11歳以上の児童には加算有り ・所得制限なし ・この他、低所得者に対する家族補足手当や一人親家庭への一人親手当等各種手当が給付	○手厚い現金給付制度 [児童手当] ・第1子から、18歳未満(学生は27歳未満)を対象 ・第1～3子月約2.2万円、第4子以降月約2.5万円 ・所得制限なし(ただし、高所得者で児童扶養控除制度の適用が有利になる場合は、控除制度が適用)
保育サービス	[3歳未満] ○集団託児所や認定保育ママなど各種の保育サービスが充実、3歳未満児の約半数が利用 ○認定保育ママの利用に対する保育費用補助など、家族給付制度が財源的にも保育を支えている [3歳未満児(約230万人)の保育状況](2001年) ・集団託児所(約17万人) ・ファミリー保育所(約6万人) ・認定保育ママ(約46万人) ・自宅で人を雇用して保育(3万人) ・幼稚園の早期教育[2歳児](約25万人) →半数近くが保育サービスを利用	[3歳未満] ○特に旧西ドイツ地域において保育サービスが不十分であり、3歳未満児の保育サービス利用は1割未満 [3歳未満児に対する保育所定員割合](2002年) ・ドイツ全土 8.6% (旧西ドイツ地域2.8%、旧東ドイツ地域37.0%) 〔2005年より、保育整備法が施行され、連邦政府は保育施設整備費用を自治体に補助し、家庭的保育を含めて2010年までに3歳未満児に対する保育の整備割合を20%に引き上げることを目標に保育の整備に積極的に取り組んでいる。〕

(注)『フランスとドイツの家庭生活調査』(内閣府経済社会総合研究所編、2005年)をもとに、一部情報を補足して作成した。

	フランス(2.00(2006年))	ドイツ(1.34(2005年))
保育サービス	[3歳～就学前] ○3歳以上の子どもの幼稚園(保育学校)への就学を保障 ・ほぼ100%が幼稚園に就学 ・全日制(8:30～16:30)で給食あり。課外の託児を引き受ける施設も多い。	[3歳～就学前] ○3歳以上6歳未満の幼児すべてに幼稚園入園の権利を保障 ・90%近くが幼稚園に就学 ・旧西ドイツ地域の幼稚園の半数以上は午前又は午後の保育で給食なし。
育児休業制度	○3歳まで。全日の休暇又は労働時間の短縮のどちらかを選択可。 ○休暇中は原則無給だが、「乳幼児迎え入れ手当」から第1子は6か月(2004年以降)、第2子以降は3歳まで賃金補助(3歳まで支給される基礎手当と合わせて、完全休業の場合、月約7.4万円が支給)。	○3歳まで。両親の同時取得や分割取得可 ○休暇中の者を含む非就業者は、育児手当が生後24か月まで月額約4.3万円支給 〔 2007年より両親手当制度が導入。2007年生まれ以降の児童については、生後12か月間、従前手取りの67%を保障 〕
教育制度	○全日制が多い。	○学校の大多数が半日制で、給食サービスもない場合がほとんど。 ○学童保育の対象年齢児童に対する定員割合も14.3%(2002年)と高くない。
子育て世代の働き方	○最多層は週35時間(男女とも) ○半数以上の女性が18時に帰宅、男性も19時前に帰宅 ○保育サービス等において様々な選択肢があるため、全日の育児休業を取得せず、労働時間短縮又はフルタイムで復職する女性も多い	○最多層は週40時間 ○終日の育児休業を取得する女性が大多数であり、育休後も、50%程度の勤務時間で働く女性が圧倒的に多い

2004.12～2005.1にかけて行われた「ドイツ・フランス家族・家庭生活調査」(ハンブルグ、ミュンヘン、パリ、リヨン在住の35～44歳のパートナーのいる男女を対象)による分析

家族関係給付と高齢関係給付と国民負担率の国際比較

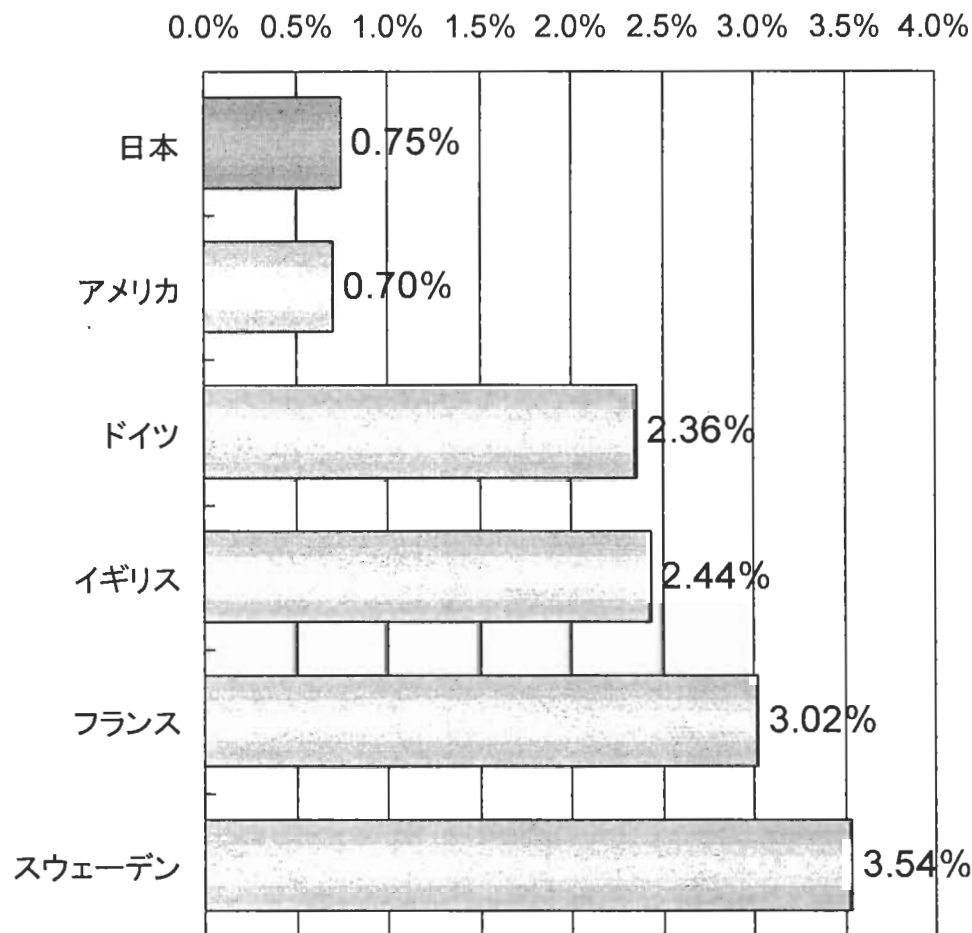
	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
家族関係の社会支出(%) (対GDP比)(2003年)	0.75	0.70	2.44	2.36	3.02	3.54
合計特殊出生率 (2005年。ただし、米独 は2004年、仏は2006年)	1.26 (確定値)	2.05	1.79	1.36	2.00	1.77
高齢関係の社会支出(%) (対GDP比)(2003年)	8.69	5.46	6.40	9.52	10.55	10.11
高齢化率(65歳以上の人口比) (2000年)	17.4	12.3	15.8	16.4	16.0	17.4
国民負担率(%) (対国民所得比) (日本は2007年度見通し、 諸外国は2004年実績)	39.7	31.9	47.5	51.3	61.0	70.2

(注) 高齢関係の社会支出は、OECD基準により老人保健医療等を含まない。

児童・家族関係の社会保障給付

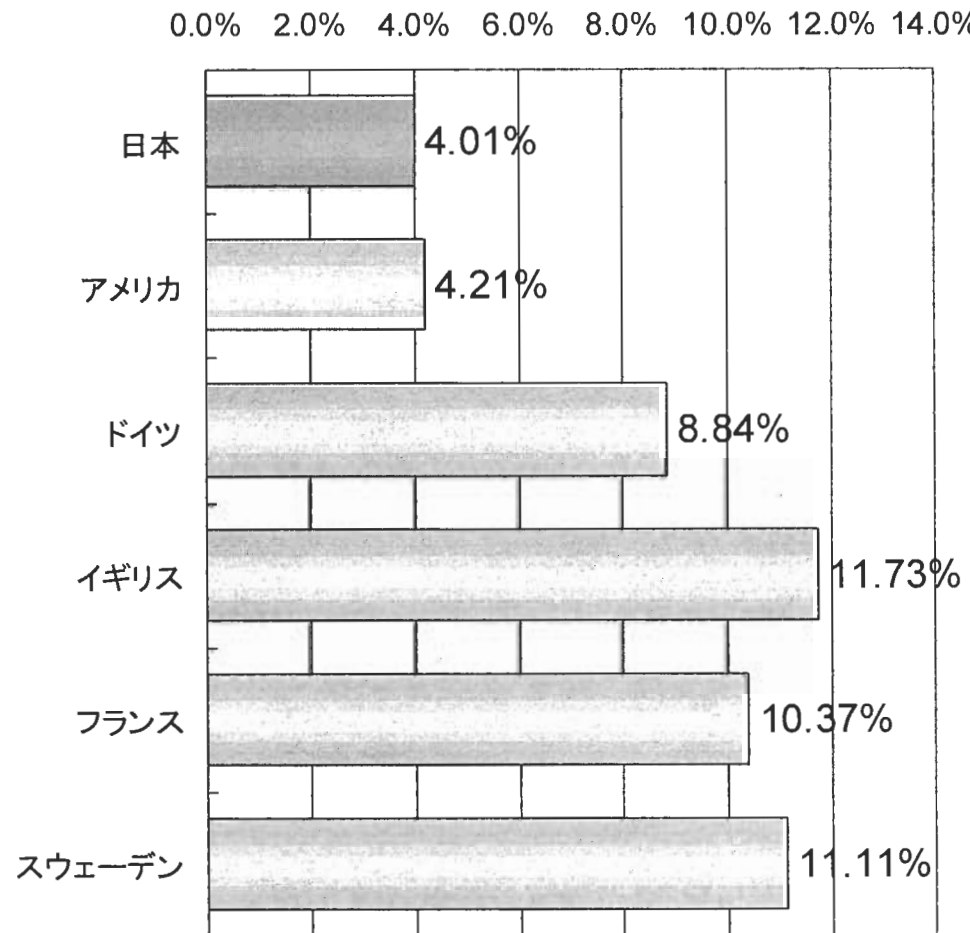
○ OECD基準による家族分野への社会支出の
対GDP比の国際比較（2003年）

〔家族関係の給付の国民経済全体に対する割合〕



○ OECD基準による社会支出のうち、家族分野
への支出割合の国際比較（2003年）

〔家族関係の給付の社会保障関連給付全体に対する割合〕



(注) 家族関係の給付とは、出産や育児に伴う給付、児童養育家庭に対する給付（児童手当等）、保育関係給付、支援の必要な児童の保護に要する費用、就学前教育費など

資料：OECD "Social Expenditure Database 2006"

主要国の児童手当、税制による子育て支援の比較

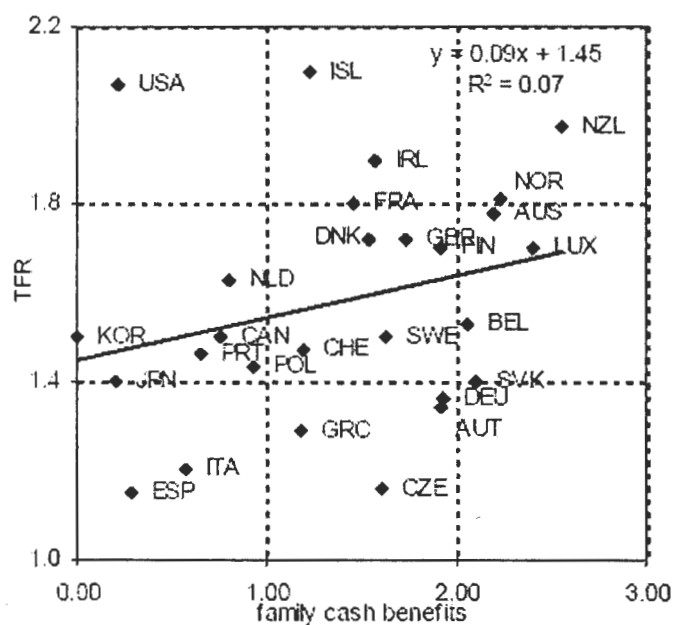
2007.2

		イギリス	スウェーデン	ドイツ	フランス	アメリカ	日本
児童手当	支給対象	・16歳未満の児童(全日制教育又は無報酬の就労訓練を受けている場合は20歳未満) ・第1子から	・16歳未満の児童(多子割増手当については16歳以上20歳未満の学生も支給対象) ・第1子から	・18歳未満の児童(失業者は21歳未満、学生は27歳未満) ・第1子から	・20歳未満の児童 ・第2子から	制 度 な し	・小学校修了までの児童 ・第1子から
	支給月額(2006年)	・第1子 週€17.45(月額換算約1.6万円) ・第2子以降 週€11.70(月額換算約1.0万円)	・子1人当たり SEK1,050(約1.6万円) ・多子割増手当 2人 SEK100(約0.2万円) 3人 SEK454(約0.7万円) 4人 SEK1,314(約2.0万円) 5人 SEK2,363(約3.5万円)	・第3子まで 154€(約2.2万円) ・第4子以降 179€(約2.5万円)	・第2子 117.14€(約1.7万円)、第3子以降 150.08€(約2.1万円) ・11歳以上の児童には加算(11～15歳32.95€(約0.5万円)、16歳以上58.57€(約0.8万円))		・第2子まで月5,000円 ・第3子以降月10,000円 (2007年4月以降、3歳未満の児童に対しては一律月10,000円)
	所得制限	な し	な し	なし(ただし、所得が大きい場合には税の控除が適用)	な し		非被用者780万円未満、被用者860万円未満(夫婦、子2人の世帯)
	財 源	・全額国庫負担	・全額国庫負担	・全額公費負担(連邦政府74%、州政府及び自治体26%)	・事業主拠出金(拠出金率5.4%)と一般福祉税(CSG、年金や医療保険充当分を合わせ税率7.5%)		・国、地方公共団体及び事業主拠出金(拠出金率0.09%) (2007年4月以降0.13%)
税制	とられている措置	・児童税額控除制度 児童手当の支給対象となる子どもを養育する家庭に対し、最大、1家庭当たり€545(11.2万円)及び児童一人当たり€1,765(36.2万円)を税額控除(所得額が増加すると控除額は減少し、€58,000(約1,190万円)を超えると適用がなくなる。)	な し	・児童扶養控除 扶養する児童1人当たり5,808€(約82.5万円)の所得控除(両親がいる場合)。児童手当よりも控除税額が大きくなる場合に適用。(児童手当は一旦全員に支給され、児童扶養控除の適用については税の申告時に精算される。)	・n分n乗方式により、子どもの多い世帯ほど税負担が軽減(1946年より導入)	・児童税控除 17歳以下の扶養児童1人当たり1,000\$ (約11.6万円)の税額控除(夫婦の所得が110,000\$ (約1,280万円)までの世帯、それ以上の場合は控除額が所得に応じて逡減) ・扶養家族課税控除 扶養家族1人当たり3,100\$ (約36万円)の所得控除	・扶養控除 扶養家族1人当たり38万円(所得税)、33万円(住民税)が所得控除。(16～23歳の扶養家族については25万円控除額が割増し)
	児童手当と税制上の措置との関係、経緯	・1975年に児童手当と児童扶養控除を一元化し、児童手当を第1子から支給(以前は第2子から) ・その後、新たに児童税額控除制度が創設(児童手当制度と併存)	・1948年にそれまでの児童扶養控除を廃止し、児童手当制度を創設(児童手当制度に一本化)	・どちらも租税負担軽減法に規定、1995年に児童手当と児童扶養控除の選択制を導入、額も引き上げ ・かつて、1975年に児童扶養控除を廃止し、児童手当を第1子から支給(以前は第2子から)したが、1983年に児童扶養控除が復活	・n分n乗方式は、1946年に財政法により導入(家族手当制度と併存)	(児童税控除は2002年までは500\$であったが、2003年に1,000\$に引き上げられ、2004年に適用期限が2010年まで延長された。)	・児童手当制度と扶養控除制度は併存

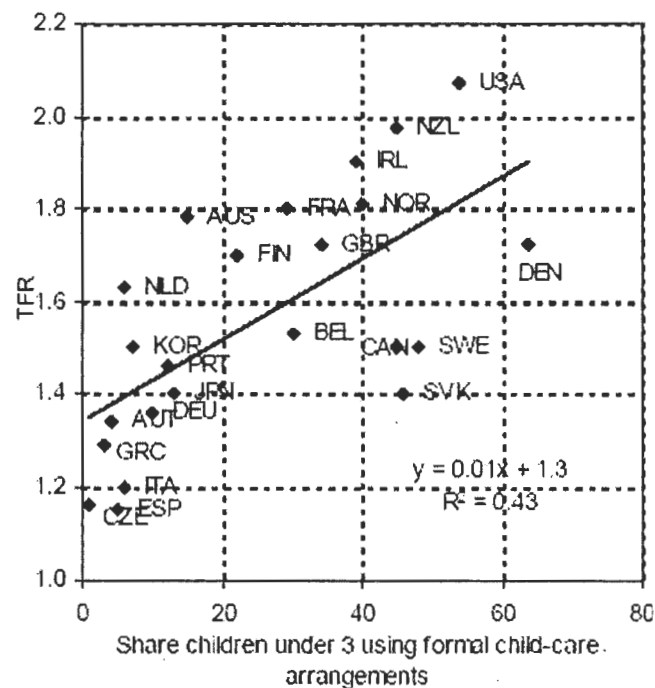
(注)換算レートは、1ドル(\$)=116円、1ユーロ(€)=142円、1ポンド(£)=205円、1スウェーデンクローネ(SEK)=15円(平成18年7～12月の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場)

各種の家族政策と出生率との相関

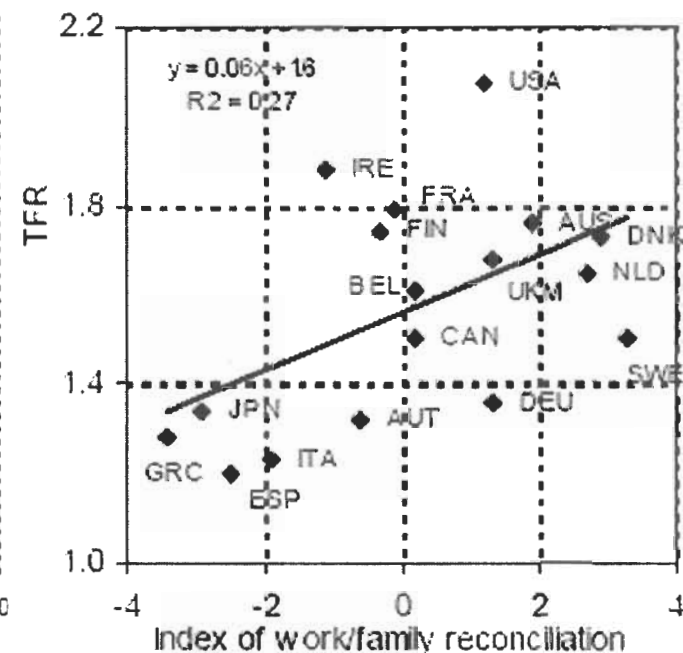
家族現金給付
(児童手当等)



フォーマルな保育の利用率
(3歳未満児)



仕事と家庭の調和指標
(育児休業給付権、フレックスタイム
やパートタイム労働の普及等)



Sleeboos.S(2003) "Low Fertility in OECD Countries: Facts and Policy Responses", OECD Social, Employment and Migration Working Paper

家族政策と出生率に関する研究成果から

家族政策と出生率に関するこれまでの研究成果をレビューしたOECDの報告では、様々な研究のレビューから普遍化できる点として、以下の点があげられている。

Sleebos.S(2003) “Low Fertility in OECD Countries: Facts and Policy Responses”, OECD Social, Employment and Migration Working Paper

《OECD報告書の内容》

【施策の一貫性・継続性】

- 対策の効果は長期的にのみ明らかになる。そのため、あとでひっくり返るかもしれない大きな出生促進策を突然導入するよりも、長期的に一貫した対策をとることが重要。

《報告書の内容を我が国の現状に照らして見たときに課題と考えられる点》

- ・ 若い世代にとって将来の見通しを描くことのできる継続的な息の長い取組
- ・ 長期的な人口減少のトレンドの中で一貫して取り組んでいける対策

【総合的なアプローチ】

- 手法のいくつかを結びつけることが最も効果的なアプローチである。

- ・ 子育て支援サービスと、仕事と家庭のバランスをとるための措置
- ・ 現金給付施策と、子育て支援サービスの基盤整備
- ・ 子育ての直接的な費用を軽減する施策と、子育ての機会費用を少なくする施策
- ・ 子どもの発育や家庭の状況に応じた切れ目のない支援

《OECD報告書の内容》

【社会全体に支持・合意された包括的な取組】

- 対策が、社会全体で支持されている場合に比べて、個人や夫婦にだけ関係している場合には、成果を上げにくい。数多くのアドホックな政策介入よりも、社会の様々な分野に影響を与える包括的な政策のセットの方が成功に近い。

【対策が出生率の変動に 直結するとは考えない】

- ある対策を講じたことによって出生促進効果があるという過度な期待を抱いてはいけない。費用効果的な政策介入の構想を導くには、政策効果や政策の相互関係についての知見が限られている。

《報告書の内容を我が国の現状に照らして見たときに課題と考えられる点》

- ・ すべての子どもと子育て家庭に対する支援の必要性、ワーク・ライフ・バランスの確保、男性の育児への参加等についての国民的な合意と、その合意に裏付けられた様々な主体を動員した包括的な施策展開